

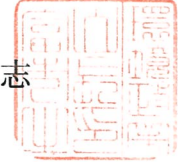
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市米田町一丁目6番30号  
 氏 名 株式会社アイザック・トランスポート  
 (法人にあつては名称) 代表取締役 北山 英人  
 及び代表者の氏名

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 森 雅 志



許可の年月日 平成30年6月5日

許可の有効年月日 平成37年6月4日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

収集運搬（積替え・保管を含む。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（これらのうち自動車等破砕物であるものを除く。）

（石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

（以上16種類）

収集運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（自動車等破砕物であるものを含む。）

（石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

（以上4種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年6月5日 【更新許可】

平成18年11月13日 【変更許可】

平成23年6月5日 【更新許可】

許可番号 8518000485

許可番号 08518000485

許可番号 08513000485

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 別表

保管場所の所在地	保管場所の面積	産業廃棄物の種類	保管量の上限	保管高さの上限
富山市米田町一丁目 74番9	54.00m <sup>2</sup>	廃プラスチック類	108.00m <sup>3</sup>	—
富山市米田町一丁目 75番15	44.10m <sup>2</sup>	廃プラスチック類	105.84m <sup>3</sup>	—
	13.68m <sup>2</sup>	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ※1	16.416m <sup>3</sup>	—
富山市米田町三丁目 74番123	54.60m <sup>2</sup>	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	147.42m <sup>3</sup>	—
	111.72m <sup>2</sup>	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ	301.64m <sup>3</sup>	—
	10.08m <sup>2</sup>	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん ※2	27.22m <sup>3</sup>	—
	18.48m <sup>2</sup>	廃油、廃アルカリ	49.89m <sup>3</sup>	—
	6.72m <sup>2</sup>	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ※3	25.20m <sup>3</sup>	—
	1.94m <sup>2</sup>	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ※3	1.13m <sup>3</sup>	—

※1 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

※2 水銀含有ばいじん等であるものを含む。

※3 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。